東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(セレクトモデル)

建築物名称	エルミタージュ南小岩
作成年月日	R6. 9. 6

			必須	項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	5			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	7	7	8	2			15
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	4	49	24			53
別表2 計			11	11	57	26			68
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	1	1	10	4			11
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	1	1	14	1			15
別表3 計			2	2	24	5			26
別表 4	子育て支援施設やキッス	ベルーム等に関する基準	0		5	2			5
別表 5	管理・運営に関する基準		0		7	2			7
別表 6	区市町村からの意見の原	反映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		0	0	13	4			13
	合計		13	13	99	40		39	112
	チェック絹	 吉果	O	K		0	K		

			必須	項目		選択	項目		
	既存・さ	收修	項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		0		5	0			5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	8	0	8	0			16
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	4	0	49	0			53
別表2 計			12	0	57	0			69
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	3	0	10	0			13
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	2	0	14	0			16
別表3 計			5	0	24	0			29
別表 4	子育て支援施設やキッス	ベルーム等に関する基準	0		5	0			5
別表 5	管理・運営に関する基準	進	0		7	0			7
別表 6	区市町村からの意見の原	反映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5	, 6 計	0	0	13	0			13	
	合計	17	0	99	0		17	116	
	チェック紀								

別表1 立地に関する基準

	項目		基準	セ	ニーフ	ティ		セレ	クト		ア	ヾバンフ	、ト	中的のもフ図工系具 利雨の内容符
	垻目		本字 	新築	E F	既存·改修	新	ī築	既存·i	改修	新築	既	存·改修	- 表記のある図面番号、計画の内容等
1	子供の遊 び場所	以上あること。 (1) 子育てひ (2) 児童館やI	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ ろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 図書館など、子供が室内で過ごせる施設 べる広場、公園や緑地など					選択	l i	選択	□必	須□	選択	1-(1)(2) 教育プラザ南小岩 1-(3) 松本南児童公園
2	保育、教 育施設等	以上あること。 (1) 保育所、2	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などが一つ 幼稚園などの保育、教育施設 び学童クラブなどの教育施設など					選択	□ i	選択		択 □	選択	2-(1)南小岩保育園 2-(2)南小岩小学校
3	医療施設		ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻科な 診できる医療施設が一つ以上あること。					選択	o i	選択	□ 選	択	選択	3 徳永医院
4	生活利便施設等	以上あること。 (1) 鉄道駅や (2) 食料品や (3) 銀行、郵						選択		選択	選	択 □	選択	4-(1)京成バス松本橋東詰バス停 4-(2)スーパーヤマイチ小岩店 4-(3)江戸川東松本郵便局 4-(4)すし銚子丸南小岩点
5	活発な地 域活動	(1) 自治会な (2) 自治会や (3) 自治会や (4) 「遊び場	ものなど、活発な地域活動が行われていること。 どによる季節行事や清掃活動 消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動 地域活動団体などによるインターネットを活用したイベント づくり」や「安全マップづくり」などの活動)番の家」の取組					選択	i	選択	選	択 □	選択	5-(1)一南わかば子ども会・一南ふたば子ども会(じゃがいも堀り、 クリスマス会) 建築地は活動範囲内
•			適合項目数	必須	-	必 _	必須		必須	-	必須) 必 須	_	
			地口·只日 双	選択	0	選 0	選択	5	選択	0	選択) 選 択	0	

- 注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。
- 注2 $0 \sim 3$ 歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

			セーフティ			セレ	クト			アドバ	ジスト				
			新第	£	既存・	改修	新築		既存:	改修	新夠	Ę	既存・	改修	
項	目	基準		必須で該 当する部 位等がな か場合 チェック		必須で該 当するな 位等がな い場合 チェック	当 亿 V	が須で該 省する部 Z等がな い場合 エック		必須で該 当するな 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1 段	差解消	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5 mm以下の段差については、段差のないものとみなす。)とする。 (1) 玄関の出入口の段差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下としたもの (2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差:20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの (4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の単純段差 ア 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたもの イ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの (5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 ア 面積が3 ㎡以上9 ㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未満であること。 イ 当該部分の面積の合計が、当該居室の面積の1/2未満であること。 ウ 間口(工事を伴わない撤去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。 エ その他の部分の床より高い位置にあること。					■選択		選択		□ 必須		□ 選択		(1)図番: P-4 住戸内は段差のない構造とする くつづり-玄関外→20mm 101号室: くつづり-玄関土間→3mm 201・301号室: くつづり-玄関土間 →段差無し (2)図番: A-05-1~A-05-3 101号室→180mm(昇降しやすいように手摺を設置) 201・301号室→23mm (3)図番: P-5 洗面室側→3mm 浴室側→1mm (4)図番: P-6 屋内、屋外の高さ180mm以下のまた き段差とする (手摺補強下地有り) (5)該当無し
2 1	落防止 物 を お が 止	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1 m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア バルコニーその他これに類するもの、2 階以上の窓、廊下及び階段(開放されている側に限る) (7) 原則床面(階段にあっては階面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に達するよう設けられていること。 (4) バルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては階面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。 (2) バルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上(1,200mm推奨)の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。	□ 必須□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		転落防止のための手摺は足がかりが無く、子供が容易によじ登れない形状とする。・ア (ア)図番: A-05-2~A-05-3・P-6 バルコニー手摺は1,100mmとする 2階以上の窓は窓下端をFL+1300以上とする。 (イ)図番: P-6 廊下、階段の腰壁については足掛かりとなる部分を設置しない。またバルコニー手摺は足掛かりとなりうる笠木より上を1100mm確保する。・イガラスパネルのため該当無し バルコニーに室外機は設置しない
		(3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		1階はクレセント位置をFL+1500、2階以上は錠付きクレセントとする
		(4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による危険防止措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		該当箇所なし

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

							セーフ	フティ	r			セレ	クト			アト	バンフ	ベト		
						新	築		既存·i	改修	新	築	既有	字·改修		新築		既存·	·改修	
	項目			基準			必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック			必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で 当する。 位等が い場合 チェッ	T C		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
3	シッウス	クハ対策	定建材は、日	内の内装の仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等に用いる 本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆☆表示のある建築材 ルデヒト発散建築材料に該当しないもの)とする。		必須			必須 ※		■ 必須		□ ※	頁 □		頁 🗆		必須 ※		F☆☆☆☆とする
			(1) 防犯対策用の	鍵を使用する。		必須			必須		■ 必須		□必	Į □	□必	Į 🗆		必須		ディンプルキーの採用
4	防犯			機能を有したインターホン等を設置する。その場合、カメランにするよう努める。	→付 □	必須			必須		■ 必須		□必	Į 🗆		頁 □		必須		カメラ付通話インターホン採用
4	BOSE	対東	避難計画上支	面する住宅の窓のうち侵入が想定される階に存するものにに 障のない範囲において、合わせガラス、防犯フィルム、鍵ケ シャッターの設置等、侵入の防止に有効な措置を講じる。	t、 tク 🗆	必須			必須		■ 必須			頁 <pre>□</pre>		Į 🗆		必須		1階掃出窓はシャッターを設置する
5		:の防 :の確	ア 床スラブ クリート 通コンク る。 イ JIS A 14 レベルに	次のいずれかとする。 厚が200mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋=造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造でリートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものとは8-2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)による床衝撃対して、JTS A 1419-2 (建築物及び建築部材の遮音性能の影よる床衝撃音遮断性能 Li,r,H-55等級相当以上とする。	で普 とす _{警音}						□ 選択		□ 選	R		頁		選択		
			を確保するた	については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音 めの方策を講じる。	f性						□ 選択		□ 選	R	□必	頁		選択		
		で で で で で で で で で で で で で の で の で の で の	ア 界壁の厚 クリート 通コンク る。 イ JIS A 14	次のいずれかとする。 みが180mm以上(既存住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋= 造、鉄骨鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨コンクリート造で リートを用いた物又はこれらと同等の面密度を有するものと は19-1(建築物及び建築部材の遮音性能の評価方法)による音 等級Rr-50等級相当以上とする。	で普とす						□ 選択		選	R.		頁 □		選択		
6	保		界壁の両側の また、当該界	ックス、スイッチボックスその他これらに類するものが、当 対面する位置に当該界壁を欠き込んで設けない。 壁にボード類が接着されている場合にあっては、当該界壁と に接着モルタル等の点付けによる空隙が生じていない。							□ 選択		□ 選	R		頁 □		選択		
			を確保するた	については、遮音上有効な材料、工法を採用するなど、遮音 めの方策を講じる。	f性						□ 選択		□ 選	R		頁 🗆		選択		
7			-	口部 サッシ)による遮音性能T-1等級相当以上の材料を使用する。 サッシ)による遮音性能T-2等級相当以上の材料を使用する。	_						選択			R	□必□選			選択		
8	カビ	防抗ルス		満たした抗菌加工や抗ウイルス加工が施されたものなど、打 抗ウイルス対応措置が講じられた住設部品を使用する。	ï						■ 選択		□ 選:	R	選	R		選択		フローリングにSIAA基準を満たした製品を採用
				適合項目数	必須選		0	必須選		0	必須選択	7	必須選択	0	必須選択	0	必須選択		0	

[※] 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

77.7		正プアが、周ヶ公本中(中世王川別の左中)	セーフ	フティ	セレ	ノクト	アドハ	ベンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊元側 の隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カバー等指挟み防 止措置を講じる。			□選択	□選択	□必須□□	□選択	
		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペースの確保により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3			■選択	選択	□選択	選択	玄関土間スペースにペピーカーや三輪車 等が置けるスペースを設置
1	玄関	分の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。 (3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。			■選択	選択	□選択	□選択	段差の大きい101は手摺設置、その 他は設置用の下地を用意する
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置 する。			■選択	□選択	選択	選択	住戸内玄関と廊下の照明はセンサー付 きとする
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格) におけるA4702面内変形追随性 の規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配 慮したものとなっている。			□ 選択	□選択	□選択	□選択	
		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制御が可能な水栓金具とする。 ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。			■選択	選択	選択	選択	レバー式、給湯と給水の制御機能 付きを採用 水栓金具はシャワーホース収納式
2	洗面所・	タッチレス水栓とする。			選択	選択	選択	選択	タッチレス水栓は採用なし
2	脱衣所	(2) 手すりの設置浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。			選択	選択	選択	選択	
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の設備を 施す。			■ 選択	選択	選択	選択	各住戸洗面室にはFL+250の位置に 暖房設備用にコンセントを設置
		(1) 進入防止錠等の設置 裕室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上の高さ に設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	□ 必須 □	□必須□□	■ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □	□必須□□	浴室ドアの鍵高さはFL+1500で外から開錠できる仕様とする
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。			■選択	□選択	□ 必須 □	□選択	水はけがよく滑りにくい素材の採 用
		(3) 手すりの設置 浴槽への出入りのための手すりを設置する。			■選択	選択	□選択	選択	シャワーのスライドフックを手摺利用できる 仕様を採用
	w. c.	(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。			■選択	選択	□選択	選択	給湯器リモコンよりチャイム呼出が可能
3	浴室	(5) 広さの確保 内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。 内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。			■選択	選択	□必須□□	選択	1600×1600サイズ
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。 カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になって いるか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされてい			■選択	選択	選択	選択	サーモスタット式水栓金具の採用、カラン 等はカパーで覆う事で安全性を確保
		る。 (7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。			■選択	□選択	□選択	□選択	暖房・乾燥機能有

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

		LD TIN 因为 (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	セーフ	フティ	セレ	クト	アド	バンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	当する部	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と壁 の距離(ドアの開放により確保できる部分を含む。)が500mm以上を確保す る。			■ 選択	選択	□選択	選択	101号室1510×800、201・301号室 1710×800を確保
4	トイレ	(2) 手すりの設置手すりを設置する。			□選択	選択	□選択	選択	
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	□必須□	□必須□	■ 必須 □	□ 必須 □	□ 必須 □	□必須□	コ化等で開錠可能
		(4) 外開き又は引き戸の設置外開き又は引き戸を設置する。			■選択	□選択	□ 必須 □	□必須□	外開き扉を採用
		(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンなど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。			■選択	□選択	選択	選択	キッチンは対面キッチンとする
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。			■選択	□選択	□選択	選択	101号室は17.72㎡、201号室は 18.21㎡、301号室は19.04㎡
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の 制御が可能な水栓金具とする。 タッチレス水栓とする。			■選択	選択	選択	選択	レバー式、給湯と給水の制御機能 付きを採用 タッチレス水栓は採用なし
5	台所	(4) チャイルドフェンスの設置等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないよう な措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形 状の工夫や、壁下地を設ける。			■選択	□選択	□選択	選択	台所へ続く通路へチャイルドフェンスが設置可能なように下地補強をする
		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 ガス漏れ検知器を設置するなど、更なる危険防止措置を講じる。	□必須□	□必須□	■ 必須 □ 選択	□ 必須 □ 選択	□ 必須 □ 選択	□ 必須 □ 選択	チャイルドロック機能有、IHのため高温注 意などの安全機能付きを機種を採 用
		(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。			選択	□選択	□選択	□選択	
		(7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。			□選択	□選択	□必須□	選択	
6	建具	(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止する ための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上13mm未満) がない構造 とする。扉の開閉の途中の状態も含める。 ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の 間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内 等にて入居者に対し周知を行う。 ・主に負貸:指挟み防止商品の配布 (設置は住戸購入者に委ねる) ・主に賃貸:指挟み防止商品の配布 (設置は住戸購入者に委ねる) ・主に賃貸:指挟み防止商品の用意(入居者の意向により設置) ○戸先側は次のいずれかの出策を指じる。 ・風の通り道に設置する開き戸には、閉鎖速度を減衰させるドアクローザー 等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。 ・戸側又は枠側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んで も障害が生じない構造である。 居室間や主要な通路上に配置される開き戸			□選択	選択	□必須□□	□ 選択	
		トイレや洗面所等に配置される開き戸			選択	選択	選択	選択	

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

		住戸内に関する基準(単位空間別の基準)	セー	-フティ		セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新築	既存·改修	新	築	既存·	改修	新	築	既存	•改修	
	項目	基準	必須で認 当するき 位等がた い場合 チェック	当する部 位等がな い場合		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(2) 引き戸 100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。			選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
6	建具	(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間(5mm以上13mm未 満)がない構造とする。			選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
		(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものとするなど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面が取られた形状とするなど、安全性に配慮したものとする。			■選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		取手は開き戸はレバーハンドル(面取り)、引手は使いやすい形状を採用
		(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラスとす るなど、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。			■選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		ドア内のガラスは安全のため樹脂パネル とする
		(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにすること により、子供でも使いやすいものとする。			選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりする ことによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。			選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
		 (3) 収納スペースの確保収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 〈算定式〉 (S1+S2)/当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(㎡) ×(当該収納部分の高さ(cm)/180) 			選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
'	居室	(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に設置する。			■選択		□選択		□ 選択		□ 選択		取り外し可能なポール状の物干しを 採用
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、やむを 得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上 げとする。			選択		選択		選択		□ 選択		
		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできるよう な構造とする。			選択		□ 選択		選択		□ 選択		
		(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を 使用する。			選択		□選択		□ 選択		□ 選択		
8	バルコニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないようにチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する(消防の指導により使用できない場合はその限りではない)。	□ 必須 □	□必須□□	■ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		ア パネルタイプを採用 イ 該当無し 室外機のバルコニー設置は無し ウ 高さ調整の可能な金物の採用 エ 該当無し

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

		正) TTC因 7 公本年(平世王町川 2/ 本中)	セーフ	フティ	セレ	クト	アドバ	バンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
8	バルコ ニー	(2) スロップシンクの設置 スロップシンクをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ登って手すりから転落することを防止するために、これらの設備は手すりから600mm以上の距離を確保して設置するなどの転落防止措置を講じる。			□選択	□選択	□選択	□選択	
		(1) 住戸内通路の幅員 住戸内通路の幅員は、780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上を確保す る。			■選択	選択	選択	選択	住戸内の廊下幅は800mm以上とする
ę	住戸内通 路及び出 入口	(2) 住戸内出入口の幅員 住戸内の出入口 (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員 (玄関及び浴室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸 にあっては引き残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の 出入口については、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。) は750 mm (浴室の出入口にあっては600mm) 以上を確保する。			選択	選択	□選択	選択	
10) 住戸内階段	(1) 勾配等 住戸内に設ける階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合を除く。 ア 勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 イ 蹴込みが30mm以下であること。 ウ アに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。 (7) 90度屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 (4) 90度屈曲部分が踊り場から上3段以内で構成され、かつ、その路面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 (5) 180度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その路面の狭い方の形状がな一で30度以上となる回り階段の部分			選択	選択	□ 必須 □	選択	
		(2) 手すりの設置 少なくとも片側 (勾配が45度を超える場合は両側) に、かつ、踏面の先端からの高さが800mmから850mmまでの位置に設けられている。			選択	□選択	□ 必須 □	□選択	
		(3) チャイルドフェンスの設置等 転落事故等、危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するため、 チャイルドフェンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。			選択	□選択	選択	□選択	
1	テレワー クスペー ス	テレワークスペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備(照明、 Wi-Fi接続が可能なインターネット環境、コンセント等)を整備する。			選択	選択	選択	□ 選択	
1:	2 その他	その他、子育てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。			選択	□ 選択	選択	□選択	
		適合項目数	必	必	必 4	必	必須 0	必	
			選 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)	選 0	選 24	選 0	選 0	選 0	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

)3-1-	K 0 1	六川即分に因う	する基準 (基本性能等に関する基準)		セーフ	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
				新	築	既存	·改修	新纲	É	既存	改修	新	築	既存	•改修	
	項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	転落防止 ・落下物 による危 険防止	あたと1 り 止るてく す) 手 落とあは 転状に分 ア (4) 手高ると入 で の 原	小床面 (階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200mm 度)に達するよう設けられていること。 産等には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 そが、床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の 50mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存す か相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であるこ の日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm以上の	□ 必須		□必須		■ 必須		□必須		□必須		□必須		ア 手摺高さは足掛かりとなりうる笠木より1100mm確保する仕様とする イ 手摺子間は内法寸法104.8mm ウ 該当無し
		(2) 窓、開放廊下	をするよう設置すること。 「や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物によ 計置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□ 必須	•	□ 必須		□ 必須		□ 必須		
2	転倒防止	は、雨に濡れ	Sに至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床の床面 いる等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利用でき いてい材料を使用する。					■選択		□選択		□ 必須		□ 選択	. /	共用階段・外部タイル材は防滑素材を 採用
3	衝突防止	スは、衝突に ルを貼る等の	、ホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガラニよる事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突防止シー ・視認性を高める措置を講じる。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		
4	避難経路 における 安全確保		っる建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なものや、複 こる形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使いやすいもの					■選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		プッシュプル式のハンドルを採用
5	敷地内通 行の安全 確保	敷地内の歩道	色と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。					□ 選択		□選択		選択		□ 選択		
			⁻ るものなど、防犯対策を講じるていること。													
6	防犯対策		設置等の防犯対策を講じること。					□ 選択	/_	□ 選択		選択		□ 選択		オートロック機能付きを採用
		システムを導	, -9					■選択		□ 選択		選択		□ 選択		
		2.7	つるものなど、防災に関する対策を講じていること。											_ >= 15		
7	防災対策		P住宅の登録を受けている。					■ 選択		選択 選択		選択 選択		選択 選択		 かまどベンチを設置し住人の防災 拠点とする
			自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水経 ドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢の準 っている。					□選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	W-3	以下に例示す と。	- るものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じているこ													
8	省エネ・再エネ対		住宅やZEHの認証を取得している。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	策	太陽光発電設	は備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		'	hte A vai ⊟ bkL	必須	0	必須	0	必須	1	必須	0	必須	0	必須	0	
			適合項目数	選択	0	選択	0	選択	4	選択	0	選択	0	選択	0	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

7	120		共用部分に関する基準(単位空间別の基準)	セーフ	'ティ	セレ	クト	アドバ	ベンスト	
				新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
	項目		基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
			(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする(2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。)。			選択	選択	□ 必須 □	選択	
			(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。			□選択	□選択	□ 必須 □	選択	
	アプロチ、共		(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分には 次の基準に適合する傾斜路を設ける。 ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは 0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を 超えないものとすることができる。							
	廊下		イ 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片側に、かつ、床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。ウ 高さが750mmを起える箇所と設ける場合にあっては、高さ750mmごとに踏			選択	選択	□ 必須 □	選択	
			幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。 エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平 坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。							
			(4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設ける。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			□選択	□選択	□選択	□選択	
4	エレ〜ター	7.	地上階数 3 以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。 (2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。 (3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。 (4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーにホール			□選択	選択	□必須□□	選択	
			ランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。 (5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時でも手が届きやすい位置に設ける。							
			(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			選択	選択	□必須□	選択	
			(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。 (1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。 ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。			選択	選択	選択	選択	
			イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。 ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。 エ 踏面にはノンスリップを設け、踏面と同一面とする。 オ 階段及び踊り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみに通じ る共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすることができる。							
;	共用階	皆段	階段室型住棟 廊下型住棟屋内階段 廊下型住棟屋外階段 1,000mm以上 1,200mm以上 900mm以上 カ 転倒防止のため、手すりを踏面からの高さが800mmから850mm程度の高さ の位置に設ける。手すりの端部は200mm以上水平に伸ばすこととし、端 部を壁面又は下部に曲げること。 キ 2段手すりを設置する場合は、上段が850mm程度、下段が650mm程度の高			選択	選択	□必須□□	選択	
			さとする。 ク 踊り場にも連続した手すりを設置する。 ケ 共用階段の段差がある部分の照明は、段鼻等がはっきり認識できる照 明、角度、位置とする。							

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

					セーフティ			セレクト				ンスト		
		基準		新築		既存·改修	新築	既有	字·改修	新築		既存·改修		
	項目				必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で 当する 位等か い場合 チェッ	部な	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(2) 足元灯を使用	し、安全面での更なる配慮をする。				選択	□選	ター ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン ア	□ 選択		□ 選択		
4	共用玄関	アイ 幅員800r イ 中 毎 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 名 で 設 思 用 里 置 用 ま の も り も り も り も り も り ま り ま り ま り ま り ま り	(の基準に適合していること。 m以上とする。 引の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。 医を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位置へ。 は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯力 設置等により見通しを補完する対策が講じられていること。 引の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口 近機能付きの鍵を備えたドアとする。 引付近に郵便受けを設置する。				選択	選	択	/ □ 必須		選択		
		(2) 宅配ボックス					■選択	□選	le le	□ 選択		□ 選択		宅配ボックス設置
		(3) 小児用モート	、小児用パッドのあるAEDを設置する。				選択	□ 選	ly l	□ 選択		□ 選択		
	危険個所 等への進 入防止	う、柵の設置	『、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できないよ 『や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導により設置でき 「の限りではない)。	□ 必須		□ 必須 □	□ 必須 ■	□必	須 🗆	□ 必須		□ 必須		
(ごみ集積所	集積所を設置	- / - 。 っては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等にも配	□ 必須		□ 必須 □	■ 必須 □	□必	須 □	□ 必須		□ 必須		江戸川区と協議した内容のゴミ集 積場を設置
-	, 自転車置 場	ともに、子供 場合は、屋根 所管の自治体	Sにおいて定めている設置基準等を満たした自転車置場とすると 民用自転車等を平置きできるスペースを設ける。屋外に設置する そ付とする。 に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置くこ ・転車置場を設置する。				□選択	□ 選	tr /	□ 必須		□ 選択		
8	ワーキン グスペー ス	ングスペース ア 複数の利 イ セキュリ ンセント	:ペース等を設置する場合、以下に例示するようなものでワーキ、等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 川用者が一度に利用できる机、椅子 ドティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照明、コ等の設備 と個室や可変可能なパーテーション				選択	□ 選	H.	□選択		□ 選択		
				必須	0	必 0	必 1	必須	0	必須	0	必須	0	
			適合項目数	選択	0	選 0	選 1	選択	0	選択	0	選択	0	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項目	基準	セーフティ		セレ	クト	アドバ	バンスト	まわのよる図表系具 計画の内容等
- 垻日	盔中		既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
子育で支 1 接施設	子育て支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守すること。また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する指導監督要綱(昭和57年6月15日付56福児母第990号。(以下「指導要綱」という。))に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。			□ 選択	選択	□ 選択	選択	
2 キッズルーム	キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 授乳やおむつ替えのできるスペース イ 共用トイレ ウ テーブル、椅子等の歓談用の家具 エ 本、おもちゃ等の収納スペース			□ 選択	□選択	□ 選択	□選択	
集会室や 3 交流ス ペース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の 規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、基準等の定めがあ る場合は、それぞれの法令、基準等を遵守すること。 集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。その場合 は前項の基準を満たす。			□ 選択	□ 選択	□ 選択	□ 選択	
4 屋外ス	(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 砂場や滑り台 イ 共用の手洗い場やトイレ ウ ベンチや日陰スペース エ 植栽、芝生、花壇			■ 選択	□ 選択	□ 選択	□選択	居住者の動線を考慮した位置にベンチを設置し、また居心地の良い緑陰空間となるよう中木を植えることで、腰を掛けて休憩したり、居住者同士が会話できる憩いの場・交流の場として日常的に利用できる空間を整備する。
4 ペース	(2) 住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 散水や手洗いのできる水栓 イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備			■ 選択	選択	□ 選択	選択	季節の野菜や四季折々の花を育てたり、居住者同士や子ども同士が自由に利用できる植栽スペースと共用の散水栓を設置することで、子どもが身近に自然に触れ合える機会を提供すると共に、子育て世帯が交流できる場を提供する。
·	適合項目数	選 1	選 0	選 2	選 0	選 10	選 0	

別表 5 管理・運営に関する基準

項目	基準		セーフティ		クト	アドバ	ンスト	主記のなる図面番号 計画の内容学
- 垻目			既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
	(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除 するなどの措置を講じる。			□ 選択	選択	選択	選択	
住画かま慮 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供 以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育て支援施設の併設、子育て支援サービスの提供、子育て支援のための設備の工夫、地域の子育で支援情報などを募集・販売広告やホームペン等に指載する。 (4) 認可保育所等入所選者が一般公募となる子育で支援施設の併設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (5) 子育て支援施設を併設する場合は、所管する自治体にて定めるルール等を説明する。 (4) 民存住宅であることを説明する。 (5) 子育で世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育でに配慮した住宅であることを説明する。 (6) 民存住宅の空き家で認定を取得し、子育で世帯を募集する場合においても、既存の居住者に対して子育で世帯を募集する旨を周知する。 (7) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (6) 入居者が事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が締結できるよう配慮する。 (7) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (6) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (7) ますとともに、使用時は、使用時間、費用負担等の基本的事項のほか、「人と人との距離の確保」など基本的な抗ウィルス対策や、状況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (7) まず、近た対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。			選択	選択	□ 必須	□ 必須	

別表5 管理・運営に関する基準

	項目	基準		セーフティ		クト	アドバ	バンスト	まわのと 7 図工乗り 乳頭の内容焼
- 切目		坐牛		既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	- 表記のある図面番号、計画の内容等
	住宅計集民配慮事項	(3) 子育で支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育で支援サービスの提供等を行うこと。 子育で支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係法令、 基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管となる自治体 と事前に協議を行うこと。 ア 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供 イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス エ 子育で等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育で支援サービスとして知事が認めたもの 子育で支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。 イ 子育で支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。			選択 ※	選択 ※	選択※	選択 ※	
6	安心して 日常生活 2 を送るた	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、屋外スペースの使用方法等については、事前に定めたルールを掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、継続的に周知していくこと。			■ 選択	選択 ※	□ 必須		駐輪スペースやゴミ出しルール、屋外ス ペースの利用法用を1階共用部の掲 示板にて掲載
	めの配慮 事項	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て支援情報など子育てに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			■ 選択 ※	□ 選択	□ 必須 ※	□ 必須 ※	子育て支援情報を1階共用部の掲 示板にて継続的に情報提供をする

別表5 管理・運営に関する基準

項目		基準		セーフティ		セ	セレクト		アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等
				新築	既存·改	新築	既存·改	修 :	新築	既存·改修	衣記のめる凶風番号、計画の内谷寺
3	コティのた ション こ の で で の で の で の で の で の た の で の で り の で り の で り の り の で り の で り の で り の で り の で り の で り の で り の で り の で り り り り	(1) 入居者間の交流の機会の創出 入居者間のコミュニティが形成されていくきっかけをつくることを目的として、以下に例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア ウェルカムパーティー イ 共有スペースを活用した絵本の読み聞かせ会 ウ 不要になった子供用品の貸し借り会、フリーマーケット エ 子育ておしゃべり会、パパ会、ママ会 オ 餅つきやラジオ体操などのイベント カ 防災訓練や防災マップ作成会議 キ 住宅の自治会などによる各種イベント ク WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等				□ 選	尺 □ ;	択 □	· 必須 ※	□ 必須※	
	項	やお祭りなど様々な取組への参加 ウ 地域で活動しているNPO等と連	実施する。 ジオ体操などのイベント の組織が主催する防災活動、防犯活動			□ 選	尺 □ 逆	択	選択 ※	□ 選択	
-	•		適合項目数	必須 — 選 _択 0	必須 — 選択 0	必 須 - 選 ₋ 2	必須選択	- 必須 選択		必須 0 選 _択 0	

[※] 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目		基準		セーフティ		セレクト		ジスト	表記のある図面番号、計画の内容等
快日	签中		新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
区市町村 1 からの意 見の反映	要綱第4に規定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育て支援サービス提供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設置又は子育て支援サービスの提供を実施すること。				□ 選択	□ 選択	□ 選択	選択	
		適合項目数	選 10	選 0	選 0	選 0	選 0	選 0	